低入札価格調査制度適用工事

入札公告

総合評価落札方式適用工事（簡易Ｉ型）

余裕期間制度適用工事
（任意着手方式）

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第１６７条の６の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）（以下「共通公告」という。）による。

令和８年１１月１９日

東広島市長　髙　垣　廣　德

1	工事名	令和8年度　港湾施設長期保全事業　安芸津桟橋改築工事
2	工事管理番号	7-108-0267
3	工事場所	東広島市安芸津町三津
4	工事概要	【新設橋台基礎工】基礎捨石 V=393m3、被覆捨石 V=167m3 【新設橋台上部工】ｺﾝｸﾘｰﾄ V=37m3 【碇けい工】床掘 1式、ｱﾝｶｰﾌﾞﾛｯｸ据付 N=2個、浮函碇けい N=1函、連絡橋架設 N=1基 【陸閘工】陸閘製作設置撤去 1式 【舗装工】ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 A=811m2 【構造物撤去工】 1式
5	工期	本案件の請負契約は、東広島市議会の議決を要するものである（令和9年第1回定例会への上程を予定）。 本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（任意着手方式）を設定する。 ※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。
6	予定価格	247,614,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
7	調査基準価格	有り
8	建設工事の種類	土木一式工事

9　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記８の建設工事の種類について満たしているものとする。

<table>
<tr><td>(1) 令和７・８年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種</td><td colspan="4">土木一式工事</td></tr>
<tr><td>(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定</td><td colspan="4">不要</td></tr>
<tr><td>(3) 建設業法第１５条の許可（特定建設業許可）の要否</td><td colspan="4">下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。</td></tr>
<tr><td>(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等
※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。
※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。
※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。</td><td colspan="4">広島県内に営業所を有する者</td></tr>
<tr><td rowspan="10">(5) 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高
※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第４条第１項に規定する資格の格付のことで令和７・８年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。
※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第４条第１項に規定するもので、令和７・８年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。
※年平均完成工事高とは、令和７・８年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して１年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。</td><td rowspan="2">ア</td><td rowspan="2">東広島市内に本店かつ主たる営業所を開札日から遡って継続して１年以上有する者</td><td>認定等級（格付け）</td><td>A</td></tr>
<tr><td>年平均完成工事高</td><td>問わないものとする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ</td><td rowspan="2">広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（アを除く）</td><td>総合数値</td><td>850点以上</td></tr>
<tr><td>年平均完成工事高</td><td>予定価格（税抜）以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ</td><td rowspan="2">広島県内に主たる営業所を有する者（ア、イを除く）</td><td>総合数値</td><td>900点以上</td></tr>
<tr><td>年平均完成工事高</td><td>予定価格（税抜）以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エ</td><td rowspan="2">東広島市内に営業所を有する者（ア、イ、ウを除く）</td><td>総合数値</td><td>950点以上</td></tr>
<tr><td>年平均完成工事高</td><td>予定価格（税抜）以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オ</td><td rowspan="2">広島県内に営業所を有する者（ア、イ、ウ、エを除く）</td><td>総合数値</td><td>1,000点以上</td></tr>
<tr><td>年平均完成工事高</td><td>予定価格（税抜）以上</td></tr>
<tr><td>(6) 同種・類似工事の元請施工実績
※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。</td><td colspan="4">海上で作業船による鋼製、鉄筋コンクリート製、PC製又はハイブリッド構造の浮函据付工事の元請施工実績を有する者。ただし、公共工事に限る（公共工事とは共通公告7注3の①から④までの者が発注した工事をいう。）。</td></tr>
<tr><td>(7) 技術者
※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）1(3)」の基準等を満たすこと。
※技術者の兼務については「技術者等の適正配置について」を参照すること。</td><td colspan="4">次のいずれにも該当する技術者を配置できる者
ア　請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。
イ　土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者
※下請契約の予定額が5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。
ウ　海上で作業船による鋼製、鉄筋コンクリート製、PC製又はハイブリッド構造の浮函据付工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者
※原則、工事の全期間に従事した者であること。
エ　入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者</td></tr>
</table>

１０　その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

(1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）

(2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(1)サ参照

(3) 完全電子案件：共通公告1(1)シ参照

(4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5(3)参照

(5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告17参照

(6) 契約後ＶＥ対象案件：共通公告12参照

(7) 積算内訳書：労務費等を記載する新しい様式の積算内訳書を提出すること。
※様式掲載場所（東広島市ホームページ）
ホーム　＞　組織から探す　＞　契約課　＞　4 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(様式・提出書類)　＞　入札書/委任状/入札辞退届/積算内訳書
※令和８年４月１日付けで正式に様式の改正を行っているため、上記ページからダウンロードして使用すること。

(8) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。
令和８年度　支払限度額　75,000,000円（出来高予定額　　83,400,000円）
令和９年度　支払限度額　残額　　（出来高予定額　　残額）

(9) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成２１年９月１日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：共通公告4(9)参照

(10) 本工事は、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号）の配置は認めない。

１１　入札参加

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第４条第２項により書面参加申請手続きを行うこと。

１２　総合評価に関する事項

(1) 評価の基準

次のアからキに定める各評価項目についてそれぞれの評価基準に基づき評価し、加点する。

ア　施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工に関する課題への対応の適切性（注）	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており、優位な工夫が見られる	6.0	／6.0
	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており、適切である	6.0～0.0	
	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0.0	

イ　企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
平成２３年４月１日以降の同種・類似工事の元請施工実績（注）	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	／2.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	1.0	
	その他	0.0	
建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況(注)	事業者登録あり	0.5	／0.5
	事業者登録なし	0.0	

ウ　配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格（注）	技術士又は一級技士（同等資格含む。）	1.0	／1.0
	二級技士（同等資格含む。）	0.5	
	その他	0.0	
平成２３年４月１日以降の同種・類似工事の施工経験の有無（注）	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	／1.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	0.5	
	その他	0.0	
施工経験工事の従事形態（注）	監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者	1.0	／1.0
	現場代理人	0.5	
	その他	0.0	
継続教育（ＣＰＤ）の取組状況 建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度又は建築CPD運営会議が運営する制度における前年度１年間（4/1～3/31）の学習実績	２０単位以上取得	1.0	／1.0
	１０単位以上２０単位未満取得	0.5	
	１０単位未満取得又は取得なし	0.0	
若手技術者（３９歳以下）又は女性技術者の活用（注）	若手技術者（３９歳以下）又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置する	1.0	／1.0
	その他	0.0	

エ　地域の精通性について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本店の有無（注）	東広島市内に本店を有している	1.0	／1.0
	東広島市内に本店を有していない	0.0	
平成２３年４月１日以降の東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績（注）	東広島市域内における公共団体発注の同種工事の元請施工実績あり	1.0	／1.0
	東広島市域内における公共団体発注の類似工事の元請施工実績あり	0.5	
	その他	0.0	

オ　地域貢献の実績について

評　価　項　目	評　価　基　準	配　点	得　点
令和７年度の広島県アダプト制度（ﾏｲﾛｰﾄﾞ・ﾗﾌﾞﾘﾊﾞｰ制度）活動の実績の有無（注）	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	／0.25
	活動実績なし	0.0	
令和７年度の東広島市公園里親制度活動の実績の有無（注）	認定され、活動実績あり	0.5	／0.5
	活動実績なし	0.0	
東広島市内業者の活用割合（注）	一次下請の市内活用率が５０％以上	1.0	／1.0
	一次下請の市内活用率が２５％以上	0.5	
	一次下請の市内活用率が２５％未満	0.0	
東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合（注）	指定資材の市内調達率が８０％以上	1.0	／1.0
	指定資材の市内調達率が４０％以上	0.5	
	指定資材の市内調達率が４０％未満	0.0	

カ　社会貢献度について

評　価　項　目	評　価　基　準	配　点	得　点
障害者雇用の状況（注）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づく雇用義務がある者で、障害者を法定雇用率の２倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で、障害者を１人以上雇用している者	0.25	／0.25
	法定雇用率以上雇用している者	0.1	
	雇用していない者	0.0	

キ　施工体制について

評　価　項　目	評　価　基　準	配　点	得　点
調査基準価格に基づく施工体制の確保（注）	調査基準価格以上での入札	5.0	／5.0
	調査基準価格未満での入札	0.0	

（注）各評価項目に関する注意事項については共通公告7を参照のこと。

(2) (1)に定める評価項目のうち、アの「施工に関する課題への対応の適切性」に係る課題及び評価の視点は次の事項とする。

○　施工に関する課題への対応の適切性

課題：　　近隣への騒音対策

評価の視点：①騒音軽減対策に関する工夫

なお、施工計画の作成に当たっては、次の技術的課題に留意すること。

①社会的要請

本工事は公共交通機関（フェリー）が運行している安芸津桟橋の改築工事である。民家が隣接しており、工事期間中の騒音対策が求められる。

(3) (1)に定める評価項目のうち、イの「平成２３年４月１日以降の同種・類似工事の元請施工実績」及びウの「平成２３年４月１日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」並びにエの「平成２３年４月１日以降の東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績」の評価基準とする「同種工事」とは、1函あたり上面積450m2（長さ（L）×幅（B））以上であって、海上で作業船による鋼製、鉄筋コンクリート製、PC製又はハイブリッド構造の浮函据付工事とし、「類似工事」とは、海上で作業船による鋼製、鉄筋コンクリート製、PC製又はハイブリッド構造の浮函据付工事とする。

(4) (1)に定める評価項目のうち、ウの「主任（監理）技術者の保有する資格」の資格とは次のものとする。

・「技術士又は一級技士」とは、技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業一般及び農業農村工学」、「森林一般及び森林土木」又は「水産一般及び水産土木」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者又は一級建設機械施工管理技士若しくは一級土木施工管理技士とする。

・「二級技士」とは、二級建設機械施工管理技士又は二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）とする。

(5) (1)に定める評価項目のうち、オの「東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合」の指定資材とは、「レディーミクストコンクリート」、「アスファルト合材」及び「陸閘」とする。

１３　技術資料等

入札に参加する者は、総合評価落札方式において価格以外の要素を総合的に評価するため、次の資料（以下「技術資料等」という。）を提出期間内に提出しなければならない（記載及び内容に関する留意事項は共通公告6を参照のこと）。

技術資料等は、持参又は電子入札等システムを使用して提出すること。共通公告4(4)を参照のこと。

技　術　資　料　等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は共通公告6を参照のこと）
ア　誓約書（様式第２号）	１部
イ　技術資料（様式第３号）	１部
ウ　工程表（様式第４号）	必要なし
エ　施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見（様式第５号）	１部
オ　企業の施工能力（様式第６号）	１部 ■同種・類似工事の施工実績を有する者は、施工実績を確認する書類として次のいずれか１つ以上を添付すること。 ア　ＣＯＲＩＮＳ（登録内容確認書）の写し イ　発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、12(3)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し［約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。］を加える。
カ　配置予定技術者の資格・工事経験（様式第７号）	１部 ■資格を確認する資料として、次のア又はイを添付すること。なお、監理技術者証を有している者についてはア又はイ、かつウを添付すること。 ア　「技術士登録等証明書の写し※」又は「技術者合格証明書の写し」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し」 ※技術士登録証の写しは不可 イ　「実務経歴書」及び「雇用関係にあることを確認できる書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等)の写し」 ※ア及びイの「雇用関係にあることを確認できる書類」について、健康保険被保険者証の写しは不可 ウ　「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習(登録講習)修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。 ■経験を確認する資料として次のいずれか１つ以上を添付すること。 ア　ＣＯＲＩＮＳ（登録内容確認書）の写し イ　発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、12(3)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し［約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。］を加える。 ※ア又はイにおいては、配置予定技術者の氏名及び従事形態等が確認できること。 ■継続教育（ＣＰＤ）の単位取得を確認する資料として、各協会等が発行する証明書の写し
キ　市域内における同種・類似工事の元請施工実績（様式第８号）	１部 ■施工実績を確認する書類として次のいずれか１つ以上を添付すること。 ア　ＣＯＲＩＮＳ（登録内容確認書）の写し イ　発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、12(2)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し［約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。］を加える。
ク　地域貢献の実績（様式第９～１１号）	１部（様式第９号） ■広島県アダプト制度（ﾏｲﾛｰﾄﾞ・ﾗﾌﾞﾘﾊﾞｰ制度）活動の実績を有する者はそれを確認する資料として、次のア及びイを添付すること。 ア　広島県アダプト制度（ﾏｲﾛｰﾄﾞ・ﾗﾌﾞﾘﾊﾞｰ制度）に団体として認定されたことが確認できる書類の写し イ　活動実績が確認できる報告書等の写し ■東広島市公園里親制度の活動の実績を有する者はそれを確認する資料として、次のア及びイを添付すること。 ア　東広島市公園里親制度に団体として認定されたことが確認できる書類の写し イ　活動実績が確認できる報告書等の写し １部（様式第１０号） ■東広島市内業者の活用割合を確認する資料として、様式第１０号（①及び②）を提出すること。 ※東広島市内業者を活用しない場合も提出すること。 １部（様式第１１号） ■東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合を確認する資料として、様式第１１号を提出すること。 ※東広島市内資材販売業者から指定資材を調達しない場合も提出すること。

ケ　障害者雇用の状況（様式第１２号）	１部 ■法に基づく雇用義務がある者は、雇用を確認する資料として、公共職業安定所長へ報告した直近の障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。 **※令和8年7月からは、障害者の法定雇用率が引き上げられます。** ■法に基づく雇用義務がない者で、障害者を１人以上雇用している者は、雇用を確認する資料として、次のア及びイを添付すること。 ア　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ　雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し ※イの「雇用関係にあることを確認できる書類」について、健康保険被保険者証の写しは不可
コ　建設業許可申請書別紙二の写し	９(5)のイ、エ又はオに該当する者のみ必要
サ　経営業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料	９(5)のイ、ウ、エ又はオに該当する者のみ①及び②を提出すること。 ①　経営業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第７号） ②　専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第８号）又は専任技術者一覧表の写し

※会社の実績及び技術者の経験について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

１４　低入札価格調査制度について

(1) 低入札要領第２条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第６条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を技術資料等と合わせて提出できるものとする。共通公告4(9)を参照のこと。

低入札価格調査報告書等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと）
低入札価格調査報告書等	１部 ■低入札要領第６条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第１号）及び同条に掲げる資料 ※ただし、低入札要領第６条第１項第４号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調書（別紙その２）の提出は不要とする。

(2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をＥｘｃｅｌ形式で提出すること。

(3) 低入札要領第８条の調査の結果、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならないことがある。

(4) 低価格入札者は市の調査に協力すること。

(5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。

(6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第１１条の２に規定する措置を講じる。

１５　落札者の決定方法

地方自治法施行令第１６７条の１０の２第１項による（「総合評価落札方式」適用工事である。）。

落札者の決定方法は、共通公告の「５．落札者の決定について」による。なお、その際の評価値の求め方は次の方法で行う。

(1) 価格以外の要素について、評価基準に基づき評価し算出した加算点を30点満点で換算したもの（以下「加算点」という。）を与える。

(2) 加算点に標準点を加えて得られた数値（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除して得られた数値を評価値とする。なお、 評価値に小数第５位以下の数が出る場合は、小数第５位を四捨五入した数を評価値とする。

技術評価点＝加算点＋標準点（100点）

評価値＝技術評価点／入札価格×1,000,000

１６　日程等に関する事項

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
公告日	令和８年１１月１９日	東広島市ホームページ　及び　契約課掲示板に掲示する。
設計図書の閲覧	令和８年１１月１９日～ 令和８年１１月２６日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質問書提出期間	令和８年１１月１９日～ 令和８年１１月３０日	質問書（様式第７）により建設部災害河港課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回答書閲覧期間	令和８年１２月４日～ 令和８年１２月１１日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入札及び技術資料等提出期間	令和８年１２月１０日 （午前９時～午後５時）及び 令和８年１２月１１日 （午前９時～午後４時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。 **※自己採点表（様式第１３号）を、持参又は電子入札等システムを使用して提出すること。共通公告8(2)を参照のこと。** **※技術資料等は、持参又は電子入札等システムを使用して提出すること。共通公告4(4)を参照のこと。**
開札日時	令和８年１２月１４日 午前９時２５分	電子入札室（本館４階）で行う。
総合評価	開札後に技術資料等の評価を行う。	評価は、入札金額が低入札要領（別紙）「適正な履行確保の基準」における「２．客観的判断基準」（7）に定める失格基準価格以上である者について行う。
低入札価格調査	開札後に調査対象者について調査を行う。	価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、入札参加資格を審査する前に、低入札要領第８条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第９条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事後審査	総合評価後に入札参加資格を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

１７　契約締結に関する事項

(1) 本工事に係る工事請負契約は市議会の議決を要するものであるので、落札決定後、仮契約を締結し、市議会の議決を経て本契約とするものとする。

(2) 開札の日から市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者としない、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。

ア　共通公告1 (1)ア、イ又はウに掲げる事項

イ　手形交換所による取引停止処分を受けているもの又は手形小切手の不渡りを出した者

ウ　本市の指名除外措置を受けている者

エ　建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

１８　問合せ先

東広島市　総務部　契約課　（東広島市西条栄町８番２９号　電話　082-420-0930）

≪7-108-0267 安芸津桟橋改築工事≫

別紙

余裕期間制度適用に関する事項

1　本工事は、任意着手方式により、余裕期間を設定した工事である。

2　本工事の全体工期は、議会議決の日の翌日から令和１０年３月３１日までとする。
本工事の通常工期は、367日間とする。
本工事の工期の始期を選定する期限日は、令和９年３月３１日とする。落札者は、落札決定後、仮契約を締結するまでの間に、「様式１」により工期の始期の申出をすること。

3　余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

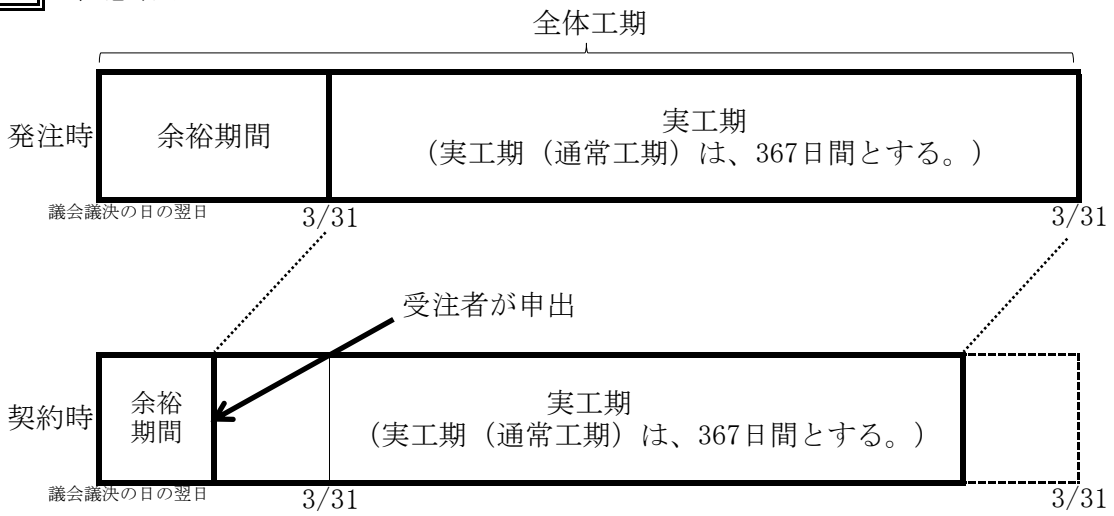
4　主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとする。ただし、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係は、開札日前までに連続して３か月以上存在するものとする。

5　工期の始期までの現場管理等の取扱いについては、次のとおりとする。
(1)余裕期間内の現場管理は、発注者が行うものとする。
(2)受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはならないものとする。

6　受注者は、工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができないものとする。

7　その他、余裕期間制度適用工事については、「東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領」によるものとする。

参考　任意着手方式



※実工期とは、契約上の工期となるものをいう。